

プレスリリース [2026年3月24日]

(計6枚)

8市同時発表
(横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、
藤沢市、逗子市、大和市、町田市)

風水害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けて 8市で体制を構築し、協定を締結しました！

圏域全体の行政サービスの向上や持続可能な成長を目指す8市連携市長会議(※1)は、風水害(※2)時に発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けて、相互応援体制を新たに構築しました。また、このことについて、本日8市で協定を締結しました。



これまで、市民生活の安全安心の向上を図るため、2024年7月に開催された市長会議での合意に基づき、風水害時の災害廃棄物処理の広域連携について8市で検討を進めてきました。

風水害は、発災直後から災害廃棄物(片付けごみ等)の処理が必要となることや被害が局地的という特性から、近接する基礎自治体同士が、平時から連携し、廃棄物の収集・処理作業や人の派遣等を支援し合うことで、これまで以上に迅速な対応が可能になります。

(※1) 8市連携市長会議

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市の8市で構成しており、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等々の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」、「地域コミュニティの活性化」、「持続可能な成長・発展」等を目指しています。



▲台風19号時に等々力緑地(川崎市)に開設された仮保管場所

(※2) 風水害

強風及び大雨、高潮、波浪により起こる災害を想定しています。

1 協定名

8市連携災害（風水害）時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定書

2 協定の締結日

2026年3月24日

3 協定の主な内容（別添資料1をご参照ください。）

相互支援の条件、費用負担、平時からの連携など

4 参考（別添資料2をご参照ください。）

2024年7月30日 今後の8市連携の取組について（8市連携市長会議合意事項）

5 本件に関するお問い合わせ先

■災害廃棄物処理の相互支援協定に関すること

環境資源部環境政策課長 谷 TEL 042 - 785 - 5479

■8市連携市長会議に関すること

政策経営部企画政策課担当課長 大杉 TEL 042 - 724 - 2103

8 市連携災害（風水害）時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定書

8 市連携市長会議に参加している自治体は、災害（風水害）時に被害が発生した場合の災害廃棄物の処理に関する相互支援体制を構築するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 災害（風水害）発生時において、被災自治体が単独で災害廃棄物を処理することが困難となる事態を想定し、8 市連携に参加している自治体間における相互支援体制を構築し、災害（風水害）時における迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実現を図ることを目的とする。

（災害（風水害）の定義）

第 2 条 この協定において「災害（風水害）」とは、強風と大雨及び高潮、波浪によって被害が発生した災害をいう。

（相互支援の条件）

第 3 条 8 市連携災害（風水害）廃棄物処理相互支援の発動は次に掲げる場合とする。

- （1）災害（風水害）が発生し、8 市いずれかの自治体が被災し、被災自治体が支援を求めた場合
- （2）その他、支援・受援自治体が個別協議の上必要と認めた場合

（費用負担）

第 4 条 8 市連携災害（風水害）廃棄物処理相互支援で発生する各種費用負担額は、支援・受援自治体が個別に調整し設定するものとする。

（支援実施に伴う自治体間協定等）

第 5 条 支援を実施する際は、支援内容や費用負担等の詳細を支援・受援自治体間で確認するものとし、必要に応じて協定等を締結するものとする。

（平時の連携）

第 6 条 8 市は平時から情報共有や会議・研修・訓練を行うなど、定期的な取組を行うことにより、迅速かつ円滑な支援体制の構築を目指す。

（協定内容の変更）

第 7 条 協定締結後、協定の内容を変更する必要があるときは、8 市で協議の上、書面により定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に定める事項について、疑義が生じたときは、必要に応じて8市が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、8市が記名押印の上、各市1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 横浜市
横浜市長 山中 竹春 印

乙 川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

丙 横須賀市
横須賀市長 上地 克明 印

丁 鎌倉市
鎌倉市長 松尾 崇 印

戊 藤沢市
藤沢市長 鈴木 恒夫 印

己 逗子市
逗子市長 桐ヶ谷 覚 印

庚 大和市
大和市長

古谷田 力 印

辛 町田市
町田市長

稲垣 康治 印

令和 6 年 7 月 30 日

今後の 8 市連携の取組について（8 市連携市長会議合意事項）

1. 引き続き取り組む連携施策について

（1）専門人材の育成・確保について

「65 歳以上の専門人材（技術職）活用に向けた取組」は、引き続き 3 年程度継続し、制度の浸透、利用促進を図っていく。また、技術職員を対象とした研修の相互開催に向けた検討を進めていく。

（2）プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動について

5 月 30 日（ごみゼロの日）にあわせた 8 市一斉清掃を継続し、啓発動画を使用した啓発を進める。また、企業や大学等新たな主体との啓発活動の取組事例を共有し、8 市のつながりを活用した連携取組を目指し、調整・検討を行う。

2. 新たに取り組む連携施策について

前回の合意事項に基づいた、高齢化やインフラの老朽化をはじめとした、2040 年頃に深刻化する課題について市長間で検討状況を確認した。その上で、以下の項目を新たな取組として進めていくことを合意した。

（1）自然災害からの防災・減災

能登半島地震を踏まえた各市の防災計画等の見直しにおける課題や防災・減災に関する検討課題について引き続き取組の共有、意見交換を行い、災害時における相互応援を進めることで、8 市の市民の安心安全の向上を図っていく。

（2）2040 年を見据えた高齢者福祉施策

超高齢社会が進んでいく中、認知症や介護に対する知識を深め、必要な対応を進めていくことは社会全体で取り組むべきテーマである。将来の「元気な高齢者」の増加に繋がるような具体的な取組や、企業・地域などさまざまな主体への啓発、不足する介護人材の育成・確保に向けた魅力発信等について検討していく。

3. その他

「GREEN×EXPO 2027」の実施に合わせて想定される国内外の観光客の周遊に向け、情報共有、意見交換を進めていく。

4. 次回開催について

今回の合意に基づく具体的取組の決定や、新たな連携施策を発信するタイミングを捉え、適宜、開催する。